

宇和島市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針

令和3年4月1日 制定

1 趣旨

この指針は、介護保険法及び宇和島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する事業者等において事故が発生した場合の宇和島市への報告について必要な事項を定めるものとする。

2 事故報告の対象となる事業者等

事故報告の対象となる事業者等（以下「事業者等」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 介護保険法第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者
- (2) 旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設の開設者
- (3) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームの開設者
- (4) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの開設者
- (5) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの開設者
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録者
- (7) 宇和島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項ア及びイに規定する事業の開設者

3 報告の範囲

事業者等は、以下の場合に報告を行うものとする。また、事業者の過失の有無は問わず、利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）の自己過失及び第三者によるものも報告すること。

- (1) サービス提供中に利用者等が死亡した場合。
- (2) サービス提供中に利用者等が怪我をし、医師（事業所の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬・処置等何らかの治療が必要となった場合。
・「怪我」とは、医療機関の受診又は入院を要する骨折、出血、挫傷、火傷、誤嚥、誤薬又はその他これらと同等のものをいう。
- (3) 感染症、食中毒等で法令により保健所等へ届出義務付けられている事由が発生した場合。
- (4) 職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響がある場合。

4 報告の手順

- (1) 事業者は、事故発生後5日以内に、事故報告書第1報を宇和島市へ提出すること。
なお、死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡

を行った後、文書により報告を行うこと。

- (2) 事業者（地域密着型サービス事業者等を除く。）は、利用者等の死亡事故等重大性の高い事故が発生したときは、事業所所在地を管轄する各地方局健康福祉環境部地域福祉課等（以下「地方局地域福祉課」という。）にも報告を行うこと。
- (3) 事業者は、事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が終了した時点で最終報告を行うこと。
- (4) 利用者等が宇和島市以外の被保険者である場合は、保険者である市区町村に対しても、宇和島市への報告に準じて行うこと。

6 報告先

高齢者福祉課介護保険係

〒798-8601

愛媛県宇和島市曙町1番地

電話：0895-24-1111

メール：kaigo@city.uwajima.lg.jp